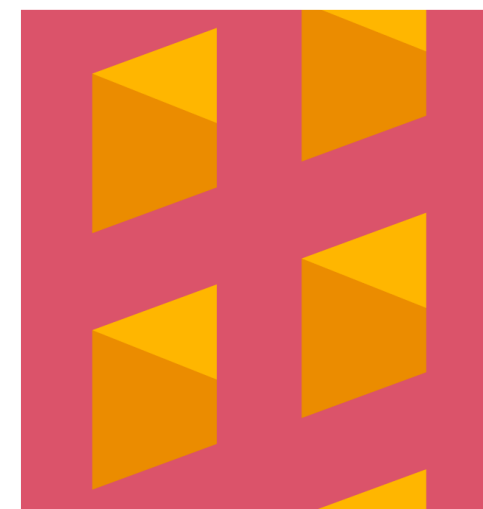
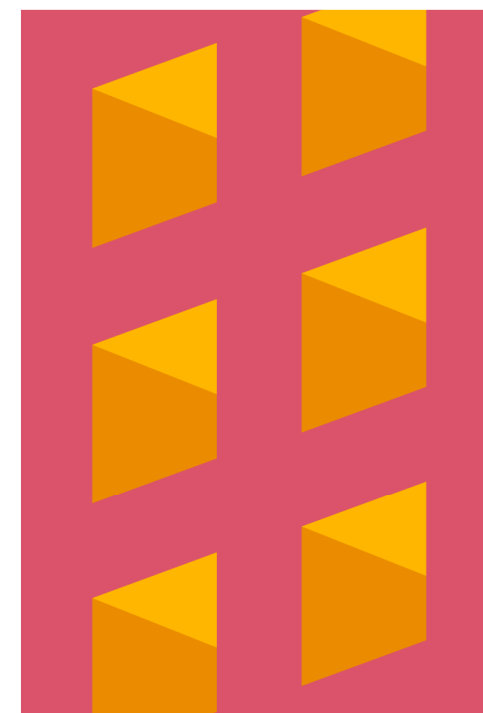


日本金融監査協会
内部監査&リスク管理の高度化ウェビナー

コンプライアンス態勢の高度化 と内部監査

2023年3月
PwCあらた有限責任監査法人



(余白)

目次

本資料は「PwC's View 第41号」の掲載記事^{*}をウェビナー用に編集したものです。

1. 拡大するコンプライアンス領域
2. 企業に求められる対応
3. 内部監査に求められる役割

本資料中の見解は発表者個人に属し、発表者が属する組織の公式見解を示すものではありません。また、挿入されている図表等は、説明のわかりやすさを優先しており、客観的な厳密さを必ずしも反映したものではない点にご留意願います。なお、将来の見通しに関する説明は、現時点の情報に基づくものであり、今後の状況変化により、見通しが変わる可能性があります。

^{*} <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202212/41-02.html>

1. 拡大するコンプライアンス領域

コンプライアンスは「法令等遵守」とも表現されますが、内外当局規制の強化や社会環境の急激な変化に伴い、今日的なコンプライアンスが概念として対象にし得る領域（“コンプライアンス領域”）は拡大し続けています。



領域拡大の背景

- 大企業等での相次ぐ不祥事。特に、公共性が高い金融機関は、より厳しい視線に晒されがち
- 世間の倫理観も急速に変化
- 社員の帰属意識も薄れる傾向

近年、定量化に馴染まないリスクを「非財務リスク」と捉えて、管理を試みる金融機関が増えています。

2. 企業に求められる対応 – リスクベース・アプローチ

経営資源は有限であることを前提に、リスクベース・アプローチでのコンプライアンス態勢の整備・運用を行う事が求められます。

リスクベース・アプローチとは

地面にできた穴(リスク)をコンクリート(リソース)で埋めることをイメージすると...

- 大きな穴(大きなリスク) → たくさんのコンクリート(リソース)が必要
- 小さな穴(小さなリスク) → わずかなコンクリート(リソース)で良い

大きな穴を埋めるだけのコンクリートを用意してもよいが、使わなかったコンクリートは無駄になる。

【留意点】

1. リスクの低いコンプライアンス領域であっても、「遵守」は当然に求められます。
2. リスクの特定は網羅的に行う必要があります(網羅的に行わないと「落とし穴」に気づきません)。

【参考】当局による検査・監督スタンスの変化

金融庁は「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を2018年6月に公表し、プリシプルベースの監督に移行することを表明しました。

	従来	将来
目標	安定重視	安定と成長の両立
視点	形式・過去・部分	実質・未来・全体
監督手法	ルールやチェックリスト中心	プリシプルベースへ移行

【見直しの背景】

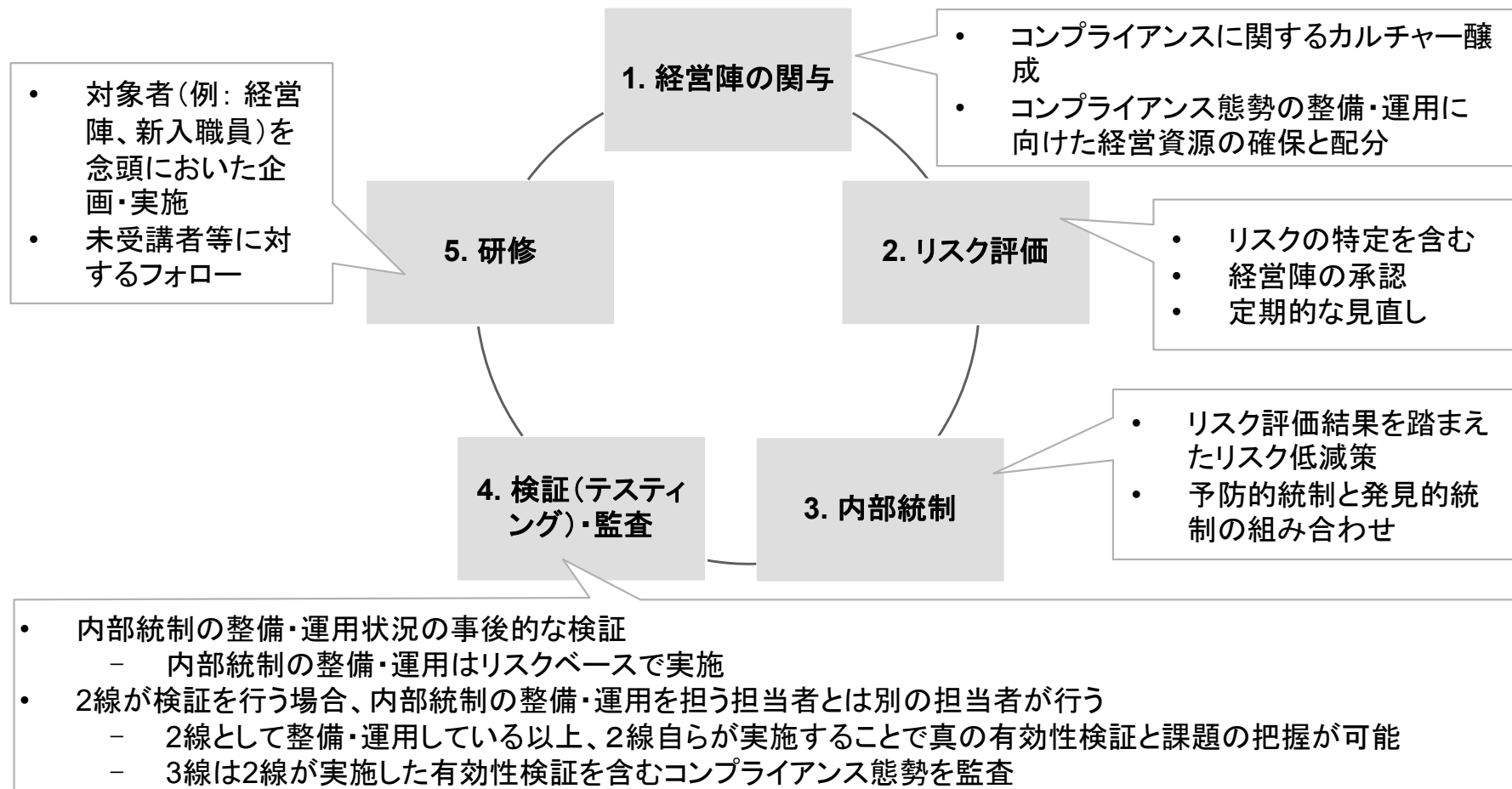
- ✓ イノベーションやグローバル化等に基づく変化の激しいビジネス環境においては、ルールやチェックリスト中心の枠組みによる検査・監督の実効性低下
- ✓ 海外では、社会規範等からの逸脱により、利用者保護や市場の公正・透明性確保に影響を及ぼす行為への制裁事例が増加しており、管理すべきコンプライアンス・リスクの領域が著しく拡大
- ✓ コンプライアンスリスク管理態勢について、未然防止態勢の整備/運用状況の金融機関自身による説明責任が増大
- ✓ 上記背景より、本邦当局においても、実質を重視した監督手法として、プリシプルベースの考え方に移行

当局の検査・監督スタンスの変化に対して、金融機関はリスクベースで対応することが求められます。

2. 企業に求められる対応 – コンプライアンス態勢

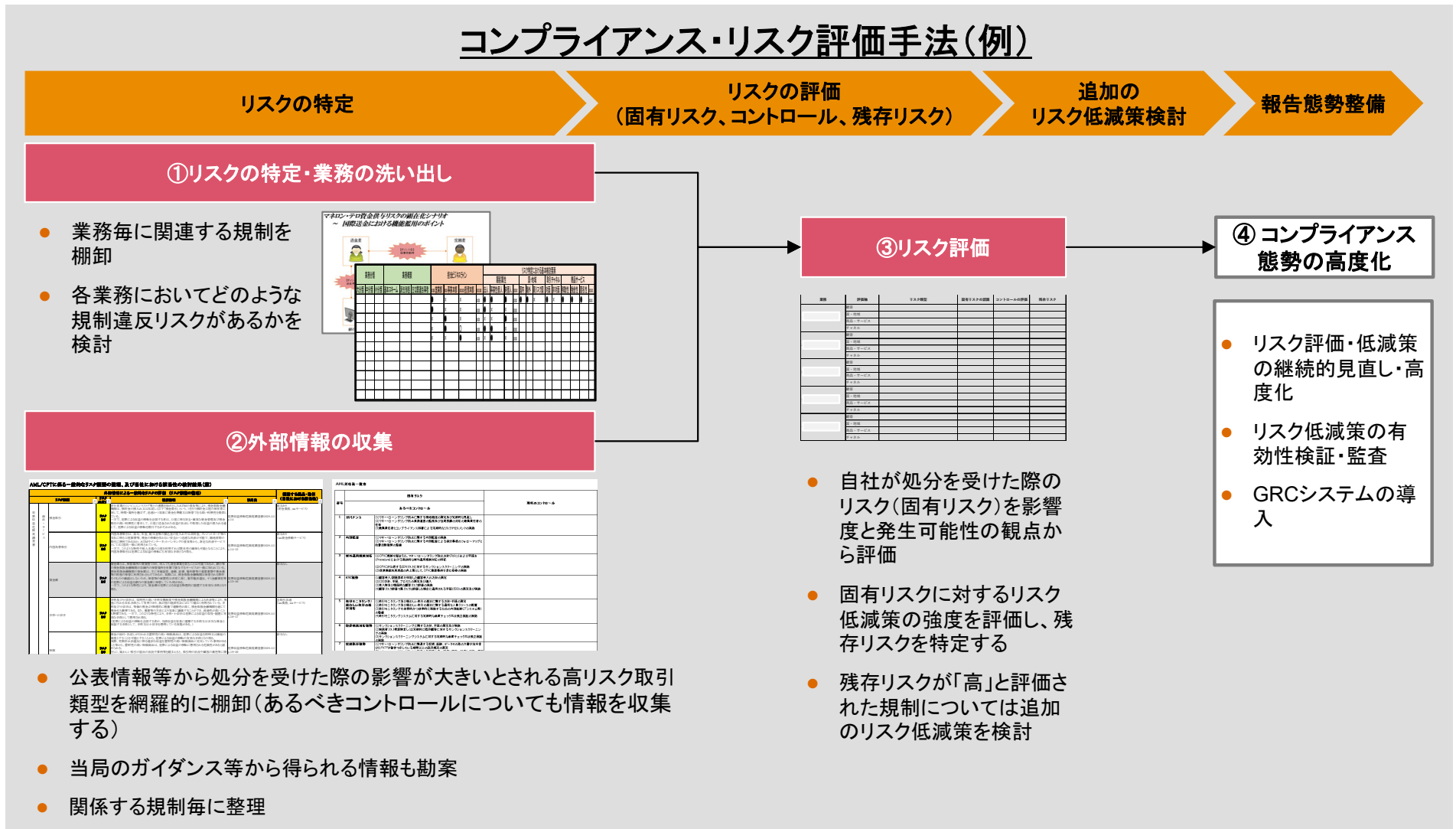
コンプライアンス態勢(=コンプライアンスを実現する仕組み)を整備・運用する上で、以下の要素に着目することが考えられます。

コンプライアンス態勢に求められる5つの構成要素



【参考】コンプライアンス・リスク評価手法

伝統的な「法令遵守」という意味でのコンプライアンス・リスクを評価する手法の一例をお示します。

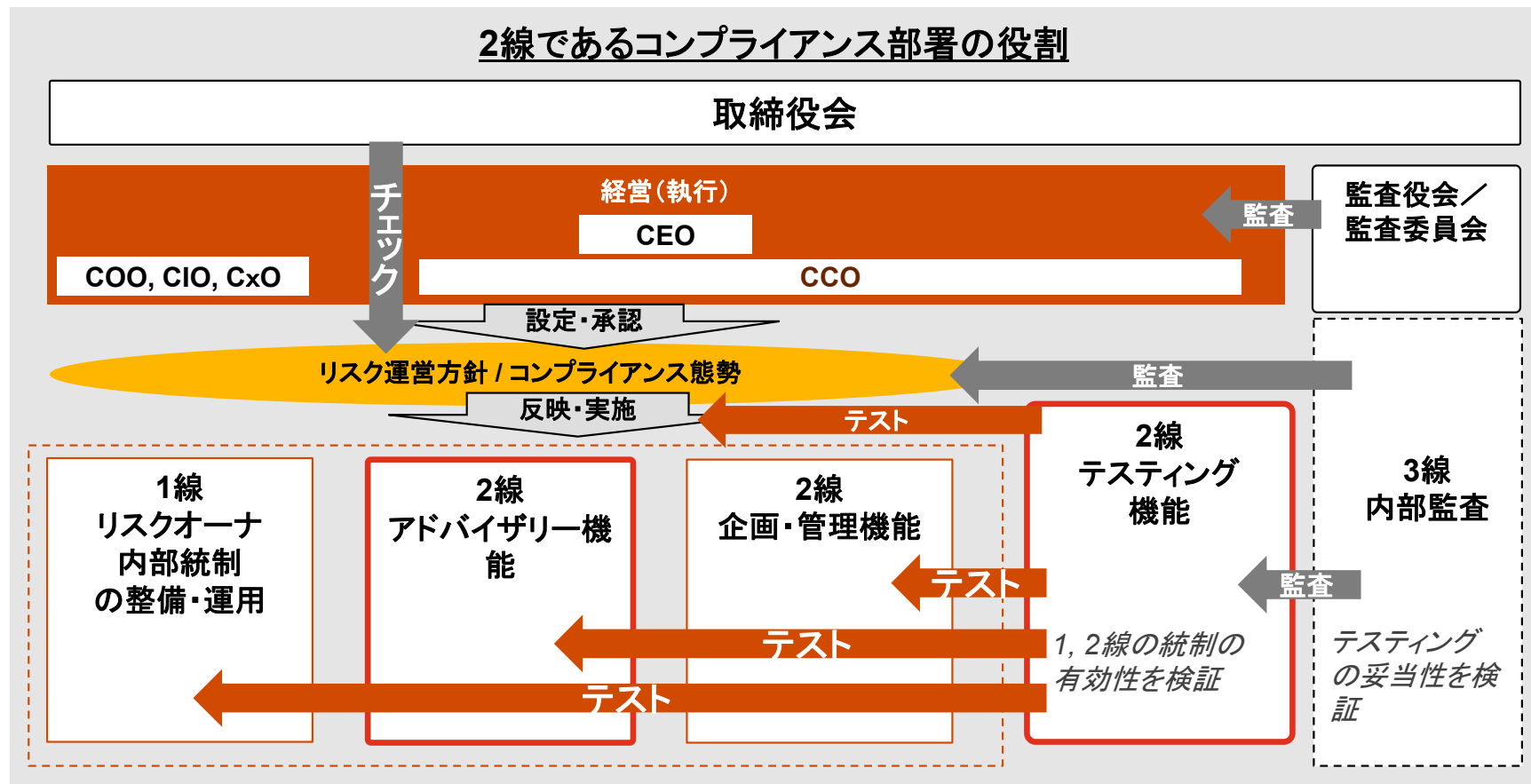


【参考】金融機関における伝統的なコンプライアンス項目(例)

本邦金融機関における一般的なコンプライアンス項目		グローバル金融機関向け コンプライアンス項目(参考)	Financial Crime
1 テロ資金対策	1.1. 外為法有事規制等の国内法令遵守 1.2. 制裁者対応(海外法令対応を含む)	テロ資金対策	
2 マネー・ローンダリング対策	2.1. 国内マネー・ローンダリング対策 2.2. 海外拠点マネー・ローンダリング対策	マネー・ローンダリング対策	
3 反社会的勢力・金融犯罪対応	3.1. 反社会的勢力取引排除 3.2. 金融犯罪対応		
4 贈収賄防止	4.1. 接待・交際費管理 4.2. 海外贈収賄法令(FCPA/UKBA)域外適用の対応	贈収賄防止	
5 顧客保護	5.1. 商品勧誘販売に係る顧客宛て説明/開示対応 5.2. 金融商品勧誘販売等の苦情等対応 5.3. 金融商品勧誘販売の管理規則の遵守 5.4. 顧客情報の漏洩防止	顧客保護	
6 情報セキュリティ管理	6.1. 情報資産の保護管理(情報漏洩・不正報告・データ改竄の防止を含む) 6.2. サイバー攻撃に対する情報セキュリティ対策	情報セキュリティ管理	
7 利益相反の管理	7.1. 利益相反の管理 (アームズ・レングス・ルールを含む)	利益相反の管理	
8 インサイダー取引防止	8.1. インサイダー取引管理	インサイダー取引防止	
9 不公正取引の防止	9.1. カルテル/トラストの防止	不公正取引の防止	
10 人事・労務関連	10.1. 職員の行為・労働環境の管理 (ハラスメント対応を含む) 10.2. 労働協約の管理(労働時間・職場離脱等) 10.3. 職務資格・ライセンスの管理	人事・労務関連	
11 外部委託管理	11.1. 外部委託(業務・事務・システム)の管理	外部委託管理	
12 内部通報制度	12.1. コンプライアンス・ホットラインの運用	その他法令等遵守	
13 市場・海外コンプライアンス	13.1. 金融指標管理 13.2. 海外市場規制(ボルカールール等)の遵守 13.3. 海外税制規制(FATCA等)の遵守	市場コンプライアンス 租税コンプライアンス	
14 その他法令等遵守	14.1. 金融業法・外為法等の国内法規制の遵守 14.2. 海外拠点における現地規制と国内業法の遵守 14.3. 当局届出・報告 14.4. 情報開示の対応	その他法令等遵守	

2. 企業に求められる対応 – 3線モデルでの2線の役割

- コンプライアンス態勢が十分であることの説明責任はガバナンス機関と委任を受けた経営陣が一義的に負います。
- コンプライアンス領域の拡大、新技術の採用、あるいは新規事業の参入といった要因により2線のアドバイザー機能とテスト機能に重点が置かれています。



3. 内部監査に求められる役割

- 2線の役割が変化する中で3線である内部監査部署は、より経営目線での監査が求められます。

準拠性の監査に加え、例えば以下の観点で内部監査を行う事が考えられます。

1. 経営陣の発するコンプライアンスに関するメッセージと経営陣が行う日々の経営判断は整合的であるか
 - 不整合との心証を得た場合には、取締役・監査役等のガバナンス機関に直接報告する
2. コンプライアンス・リスク評価手法そのものは妥当か
3. 内部統制はコンプライアンス・リスクを低減するために適切に設計されているか
 - 有限の経営資源を適切に投入していると言えるか
4. 研修は有効に機能しているか
 - 研修対象を意識した内容となっているか
5. 2線が実施したテスト結果は適切にフォローされているか

上記2～4については、2線が実施するテストの対象となっている場合も考えられます。

- 経営目線の監査を実現する上で、内部監査部署には幅広い知見が求められます。
 - 研修等を通じた自己研鑽と専門家の利用

pwc.com

© 2023 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.